内閣衆質一六五第二一〇号

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

洋

衆

議

院

議長

河

野

平

殿

衆議院議員保坂展人君提出改正入管法に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出改正入管法に関する質問に対する答弁書

1の(1)について

お尋ねの「US-VISIT日本版」 は、 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 (平成十八

年法律第四十三号)による改正後の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。

「改正入管法」という。)第六条第三項等の規定に基づく上陸審査時における外国人の個人識別情報 の提

供を義務付ける制度を指すものと思われるところ、その導入に当たっては、 所要のシステムの設計、 開発

等に加え、 国内外への広報活動を行い、 この制度の周知を図るなどの措置を講ずる必要があり、 現時点で、

導入時期の具体的な見通しを申し上げることは困難である。

1の(2)について

米国国土安全保障省の公表資料によれば、 TUS-VISIT の運用が開始された平成十六年一月五

日から本年九月七日までの間で千三百人以上の犯罪者等が「US-VISIT」により識別されて入国を

拒否されているが、 その中に「テロリスト」が含まれているか否かについては承知していない。

また、 我が国の上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に個人識別情報である指紋の提供を義務付ける

することができるなど、テロの未然防止対策として効果があるものと考えている。 行うシステムの導入が可能となり、 ことにより、 入国管理局が保有する上陸拒否事由該当者等に関するリストとの照合をより正確かつ迅速に 国民の生命と安全を脅かす「テロリスト」を、 水際でより確実に発見

2の(1) について

するほか、 底することとしているが、 外部漏えい等を防止するため、電子データの暗号化、アクセス権限の限定等の情報セキュリティ方策を徹 改正入管法第六条第三項等の規定に基づき提供を受けた個人識別情報の管理に当たっては、その悪用や 情報システムに係る外部専門家を活用しつつ、システム運用に際してのリスクの分析や影響の 米国の例も参考にしながら、 法務省内の情報セキュリティに関する監査を実施

2の(2) について

評価を行うことを考えている。

って人格の自律性及び私生活の平穏を保持する利益を意味するものと承知している。 プライバシーとは、一般に、個人に関する私的な領域の事柄について、他人の干渉を許さず、それによ

また、 御指摘の 「PIAの基準」については、政府として策定することは、現時点で考えていない。 な

お、 改正入管法第六条第三項等の規定に基づき提供された個人識別情報については、 行政機関の保有する

個 [人情報 の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) に従った利用及び管理を厳格に実施してまい

りたい。

2の(3) について

御指摘の 「PIA」を政府及び自治体に共通の個人情報の管理の指標として法定義務化することについ

ては、現時点では考えていない。

3の(1)について

「テロリストの認定に係る関係省庁連絡会議」は、 テロリストの認定を適正かつ確実に実施するため、

法務省と関係行政機関との緊密な連携によるテロリスト認定手続の円滑な実施に資することを目的として

設置されたものであり、 各行政機関が収集した情報を同会議において精査することとしている。

3の(2)について

政府としては、これまでも二国間及び多数国間の枠組みを通じた関係各国との緊密な協力等を通じて、

テロ関連情報の収集に努めている。 今後とも、 外国機関や国際機関との連携を深め、 その結果得た情報に